注 記 事 項

I. 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動について は、期間進行基準を採用しております。

また、管理部門を除き、運営費交付金との対応関係を明確に示すことができない業務については、費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下の通りであります。

 建
 物
 5~50年

 機械装置
 2~17年

 工具器具備品
 2~15年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87第1項)及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等(独立行政法人会計基準第91)に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間 (3~5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

(会計方針の変更)

賞与引当金及び賞与引当金見返は、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より 計上しております。なお、これによる経常利益及び当期総利益への影響はありません。

(2)退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上 しております。退職給付債務の算定に当たり退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職 給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置が なされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として 計上しております。

(会計方針の変更)

退職給付引当金及び退職給付引当金見返は、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より計上しております。なお、これによる経常利益及び当期総利益への影響はありません。

(3)PCB処分費用引当金

PCB処分費用引当金は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理費用見積額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、PCB廃棄物の処理費用については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、当該引当金と同額をPCB処分費用引当金見返として計上しております。

(会計方針の変更)

PCB処分費用引当金及びPCB処分費用引当金見返については、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より計上しております。なお、これによる経常利益及び当期総利益への影響はありません。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益 として処理しております。

5. リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に 準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

Ⅱ. 表示方法の変更

1. 純資産の部の表示方法の変更

損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額について、前事業年度 まで資本剰余金の控除項目として表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当 事業年度より、その他行政コスト累計額の減価償却相当累計額、減損損失相当累計額及び利息費用 相当累計額として表示しております。

損益外除売却差額相当額について、前事業年度まで資本剰余金に含めて表示しておりましたが、独立 行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、その他行政コスト累計額の除売却差額相当累計 額として表示しております。損益外除売却差額相当額について表示方法を変更したことにより、資本剰余 金の当期首残高が 2,077,924,691円増加し、除売却差額相当累計額の当期首残高が同額減少しており ます。

Ⅲ. 重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為額は269,148,000円であります。

Ⅳ. 重要な後発事象

該当事項はありません。

V. 貸借対照表関係

- 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - (1) 当該資産除去債務の概要

当法人が所有する放射線発生装置について、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき 資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は14年から26年、割引率は1.762%から2.251%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 162,426,814 円

時の経過による調整額 1,257,802 円 見積りの変更額 △100,696,297 円

期末残高 62,988,319 円

(4) 当該資産除去債務の見積り変更

当事業年度において「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき放射線発生装置の除去時に必要とされる除去費用が、期首における見積りから乖離することが明らかとなったことから、 資産除去債務残高から 100,696,297円減算しております。

2. その他行政コスト累計額のうち出資を財源に取得した資産に係る金額

国から現物出資を受けた資産に係る行政コスト累計額は 28,961,155,862円であります。

VI. 行政コスト計算書関係

1. 会計基準改訂に伴う影響

独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、次の金額を当事業年度以前の発生分として臨時損失に計上しております。

会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入 421,840,816 円 会計基準改訂に伴う退職給付費用 3,730,188,295 円

会計基準改訂に伴うPCB処分費用引当金繰入 258,658,400 円

2. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行 政コスト30,276,932,978 円自己収入等△8,797,833,307 円機 会 費 用536,736,692 円合計22,015,836,363 円

- 3. 機会費用の計上方法
 - (1)国有資産の無償使用による機会費用の計算方法 対象資産等の減価償却費見積額に維持管理費を勘案し計算しております。
 - (2)政府出資等の機会費用の計算に使用した利率 10年利付国債の令和2年3月末利回りを参考に0.005%で計算しております。
 - (3)国からの出向職員から生ずる機会費用の計算方法 当該職員の出向期間中における退職給付費用について、当法人の退職手当支給基準を参考 に計算しております。

Ⅲ. 損益計算書関係

1. 会計基準改訂に伴う影響

独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、次の金額を当事業年度以前の発生分として臨時損失に 計上しております。

会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入 421,840,816 円 会計基準改訂に伴う退職給付費用 3,730,188,295 円 会計基準改訂に伴うPCB処分費用引当金繰入 258,658,400 円

また、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、次の金額を期首に臨時利益として計上しております。

賞与引当金見返に係る収益 421,840,816 円 退職給付引当金見返に係る収益 3,730,188,295 円 PCB処分費用引当金見返に係る収益 258,658,400 円

Ⅷ. キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金 8,303,280,924 円 資金期末残高 8,303,280,924 円

2. 重要な非資金取引

(1)寄付受入による資産の取得

機械装置 365,888,687 円工具器具備品 303,136,643 円ソフトウェア 9,812,100 円合 計 678,837,430 円

(2)ファイナンス・リースによる資産の取得

機 械 装 置 1,112,109,614 円

区. リース取引関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は 22,633,530円であり、当該影響額を除いた 当期総利益は 932,063,686円であります。

X. 金融商品の時価等

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、国からの運営費交付金、施設整備費補助金等により資金を調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

			11
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	8,303	8,303	-
(2)未払金	(5,034)	(5,034)	-
(3)未払消費税等	(72)	(72)	-
(4)リース債務	(1,256)	(1,258)	(3)

⁽注1)負債に計上されているものは、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未払消費税等

未払消費税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)リース債務

未経過リース料の合計額を新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

XI. 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金0 円退職給付費用4,094,486,055 円退職給付の支払額△ 399,750,855 円期末における退職給付引当金3,694,735,200 円

(2)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 364,297,760 円 会計基準改訂に伴う退職給付費用 3,730,188,295 円

3. 退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、37,581,186円でありました。